

会津大学大学院コンピュータ理工学研究科博士課程担当教員資格審査規程

(平成18年4月1日規程第33号)

改正 平成19年2月26日規程第81号

改正 平成21年4月1日規程第18号

改正 平成27年4月1日規程第12号

改正 平成28年5月1日規程第12号

改正 2019年4月1日規程第29号

改正 2020年4月1日規程第1号

改正 2022年4月1日規程第22号

(趣旨)

第1条 会津大学大学院コンピュータ理工学研究科博士課程（以下「博士課程」という。）担当教員の資格審査については、この規程の定めるところによる。

(教員の資格)

第2条 博士課程の担当教員となることができる者は、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

(資格判定の基準等)

第3条 前条に規定する資格の判定は、会津大学大学院コンピュータ理工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が別に定める博士課程担当教員の資格審査基準に基づき、人格、研究業績、教育業績、指導能力等を勘案して、総合的に行うものとする。

(資格判定の対象)

第4条 博士課程の研究指導及び講義担当適格者（以下「博士マル合」という。）並びに博士課程の研究指導の補助及び講義担当適格者（以下「博士合」という。）の判定は、教授、准教授、講師又は助教を対象として行う。

(資格審査の申請)

第5条 博士課程担当教員の資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した上、会津大学大学院コンピュータ理工学研究科長（以下「研究科長」という。）を経由して学長に申請しなければならない。

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 教員個人調書（様式2）
- (3) 教育業績調書（様式3）
- (4) 研究業績調書（様式4）
- (5) その他審査に必要な資料

- 2 審査を受けることができる者は、会津大学の専任教員である教授、准教授、講師若しくは助教とする。
- 3 審査の申請は、6月末日又は12月末日までに行わなければならない。

(資格審査委員会)

第6条 学長は、前条第1項の申請があったときは、研究科に資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査及び判定を行わせるものとする。

- 2 前項の審査委員会は、委員5名で組織し、次に掲げる者により構成する。ただし、学長が必

要と認めるときは、5名を超える委員で組織することができる。

(1) 研究科長

(2) 専攻長

(3) 博士マル合教授のうち学長が指名する者

3 研究科長は審査委員会の委員長となり、審査委員会を運営する。

4 審査委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

(資格審査及び資格判定)

第7条 審査委員会は、申請を行った教員について、提出された書類に基づき審査及び判定を行う。

2 審査委員会は、審査の参考とするため、必要に応じて学外の者に意見を求めることができる。

3 判定は、「博士マル合」、「博士合」又は「不可」のいずれかとする。

4 前項の判定のうち、「博士マル合」及び「博士合」については、出席委員の5分の4以上の同意を必要とする。

5 審査委員会は、必要に応じ、判定について理由を付記するものとする。

(資格判定の決定及び研究科委員会への報告)

第8条 審査委員会は、申請の締め切り後概ね2か月以内に、学長に対し、審査及び判定の結果を報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を踏まえ、判定を決定し、申請者に通知するとともに、研究科長から研究科委員会に報告させるものとする。

(資格審査の特例)

第9条 第3条から前条までの規定にかかわらず、コンピュータ・サイエンス部門、コンピュータ工学部門、情報システム学部門、先端情報科学研究センター、情報センター、宇宙情報科学研究センターに所属する教授及び博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する准教授については、博士合の資格を有するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、博士課程担当教員の資格審査に必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。